

法務省民商第49号
平成26年5月23日

東京法務局長 殿

法務省民事局長
(公印省略)

動産・債権譲渡登記令の一部を改正する政令等の施行に伴う動産・債権譲渡登記事務の取扱いについて(通達)

動産・債権譲渡登記令の一部を改正する政令(平成26年政令第185号。以下「改正政令」という。)及び動産・債権譲渡登記規則の一部を改正する省令(平成26年法務省令第23号。以下「改正省令」という。)が本年6月2日から施行されることとなりましたが、これらに伴う動産・債権譲渡登記事務の取扱いについては、下記の点に留意し、事務処理に遺憾のないよう、貴職において指定する動産譲渡登記所又は債権譲渡登記所における事務を取り扱う登記官(動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律(平成10年法律第104号。以下「法」という。)第6条)に周知方取り計らい願います。

なお、本通達中、「登記令」とあるのは改正後の動産・債権譲渡登記令(平成10年政令第296号)を、「登記規則」とあるのは改正後の動産・債権譲渡登記規則(平成10年法務省令第39号)をそれぞれいい、引用する条文は全て改正後のものです。

記

第1 本通達の趣旨

本通達は、動産譲渡登記又は債権譲渡登記等(債権譲渡登記又は質権設定登記をいう。以下同じ。)の利便性の向上を図るため、登記申請に用いる電磁的記録媒体に記録すべき事項等が電子情報処理組織を使用して登記所に提供された場合における登記申請の方式の特例等が改正政令及び改正省令によ

り設けられたことから、その事務の取扱い等について、留意すべき事項を明らかにしたものである。

第2 登記申請に用いる媒体の見直し

動産譲渡登記又は債権譲渡登記等の申請は、書面（以下「登記申請書」という。）及び法務省令で定める構造の電磁的記録媒体（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって電子計算機による情報処理の用に供されるものに係る記録媒体をいう。以下「電磁的記録媒体」という。）でしなければならないとされた（登記令第7条第1項）。

この法務省令で定める構造は、工業標準化法（昭和24年法律第185号）に基づく日本工業規格（以下「日本工業規格」という。）X0606に適合する120ミリメートル光ディスク（いわゆるCD-R又はCD-RW）とするとされた（登記規則第11条）。

したがって、改正政令及び改正省令の施行日以降に、申請人又はその代表者若しくは代理人（以下「申請人等」という。）から登記申請書と共に動産譲渡登記又は債権譲渡登記等の申請に使用する電磁的記録媒体として日本工業規格X6223に適合する90ミリメートルフレキシブルディスクカートリッジ（いわゆるFD）又は日本工業規格X6272、X6275若しくはX6277に適合する90ミリメートル光ディスクカートリッジ（いわゆるMO）をもってされた申請は、登記の申請が法令の規定により定められた方式に適合しないことから（登記令第11条第3号）、受理することはできない。

第3 登記申請の方式の特例

1 事前提供方式の創設

動産譲渡登記又は債権譲渡登記等の申請において、登記令第7条第3項各号に掲げる事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）に記録された情報（以下「事前提供データ」という。）が法務省令で定めるところにより電子情報処理組織を使用する方法で登記所に提供されたときは、同条第1項の規定にかかわらず、電磁的記録媒体を提出することを要しないとされた（同条第5項前段。以下「事前提供方式」という。）。この方法は、

[Redacted]

行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成14年法律第151号）第3条第1項に規定する電子情報処理組織を使用して送信する方法とするとされた（登記規則第12条の2第1項本文）。ただし、当該方法は、法務大臣が定める条件に適合するものでなければならぬとされた（同項ただし書）。

なお、事前提供方式においては、申請人等の電子署名を事前提供データに付す必要はなく、また、電子署名に係る電子証明書を併せて送信する必要もない。

また、動産譲渡登記所又は債権譲渡登記所に事前提供データを送信した申請人等から当該事前提供データの内容につき事前相談の申出があったときは、当該事前提供データを使用して相談に応ずることができるものとする。内容を修正すべき場合等には、申請人等に電話等の適宜の方法によりその旨を連絡するものとする。

2 事前提供方式による登記申請の手続

(1) 登記申請書に記載すべき事項

登記申請書には、登記令第7条第2項各号に掲げる事項のほか、事前提供データを特定するものとして法務省令で定める事項を記載しなければならないとされた（同条第5項後段）。

この法務省令で定める事項は、二次元コード又は事前提供番号とするとされた（登記規則第12条の2第2項）。

(2) 事前提供データに記録すべき事項

事前提供データには、法務大臣の指定する方式に従い、登記令第7条第3項各号に掲げる事項を記録しなければならないとされた（同条第5項前段）。

なお、事前提供データには、登記令第7条第3項各号に掲げる事項以外の事項であって、譲渡に係る動産の名称、譲渡に係る債権又は質権の目的とされた債権の弁済期その他の当該動産又は債権を特定するために有益なもの（以下「有益事項」という。）を記録することができることとされた（登記規則第12条第4項）。また、動産譲渡登記ファイル又は債権譲渡登記ファイルは、磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録することができる物を含む。以下同じ。）をもって調製するとされているので（法第7条第1項、第8条第1項）、動産譲渡

[REDACTED]

登記ファイル又は債権譲渡登記ファイルへの記録は、電子情報処理組織によって行い、事前提供データに記録された事項（登記規則第16条第1項第1号、第2号）を動産譲渡登記ファイル又は債権譲渡登記ファイルに記録するには、当該事前提供データを用いてしなければならないとされた（同条第2項）。

(3) 登記申請書の提出期間

事前提供方式による登記申請書の提出は、当該申請書に記載された二次元コード又は事前提供番号により特定される事前提供データが登記所に提供された日から起算して2週間以内にされなければならないとされた（登記規則第12条の2第3項）。

なお、申請人等から提出期間を経過した事前提供データに係る二次元コード又は事前提供番号が記載された登記申請書及びその添付書面をもってされた申請は、登記の申請が法令の規定により定められた方式に適合しないことから（登記令第11条第3号）、受理することはできない。

3 事前提供方式による登記申請受付後の手続

(1) 事前提供データの磁気ディスクへの記録

登記官は、事前提供方式による登記申請書の受付をしたときは、遅滞なく、本通達第4の1の登記申請書等の閲覧に供するため、登記令第7条第3項各号に掲げる事項及び有益事項に係る情報を磁気ディスクに記録しなければならない（登記規則第14条第3項）。

(2) 登記申請の却下

登記官は、登記申請を受け付けたときは、直ちに、登記申請書、その添付書面及び事前提供データにより、その内容を調査し、登記の申請が法令の規定により定められた方式に適合しないときには、理由を付した書面による決定で、当該申請の全部又は一部を却下しなければならない（登記令第11条第3号、登記規則第20条）。

なお、事前提供データの調査は、電子情報処理組織を用いて行うものとする。

第4 その他

1 登記申請書等の閲覧

(1) 閲覧の請求

次に掲げる書面又は情報（以下本通達第4の1において「登記申請書

等」という。)の閲覧につき利害関係を有する者は、手数料を納付して、その閲覧を請求することができる(登記令第18条第1項)。この請求は、書面(以下「閲覧申請書」という。)でしなければならない(同条第2項)。

ア 登記申請書

イ 電磁的記録媒体に記録された情報又は事前提供データ

ウ 登記令第8条各号に掲げる書面

(2) 閲覧申請書の添付書面

登記申請書等の閲覧を請求するときは、閲覧申請書に次に掲げる書面を添付しなければならないとされた(登記規則第32条第1項各号)。

ア 利害関係を証する書面

例えば、登記された法人が申請人の場合にあっては代表者の印鑑の証明書であって登記所が作成したもの(印鑑証明書)及び代表者の資格を証する書面(資格証明書)や登記された動産又は債権を差し押さえたこと等を証する書面等がこれに該当する。

イ 代理人によって請求するときは、その権限を証する書面(代理権限証書)

(3) 閲覧の方法

登記申請書等の閲覧は、登記官の面前でさせるものとする(登記規則第32条の2)。

2 添付書面の一部省略

同一の登記所に対して同時に数個の申請をする場合において、各登記申請書の添付書面に内容の同一のものがあるときは、1個の登記申請書に1通の添付書面の原本を添付すれば足りるとされた(登記規則第13条の2第1項)。この場合においては、他の登記申請書に添付書面の原本の写しに相違ない旨を記載した謄本を添付しなければならない(同条第2項)。

3 動産譲渡登記ファイル及び債権譲渡登記ファイル等の持出禁止等

動産譲渡登記ファイル及び債権譲渡登記ファイル並びに動産譲渡登記事項概要ファイル及び債権譲渡登記事項概要ファイル並びに登記申請書等(登記申請書、登記令第8条各号に掲げる書面、登記規則第13条第1項及び第2項に掲げる書面並びに登記規則第27条第2項の磁気ディスクの

記録をいう。以下同じ。)、電磁的記録媒体及び登記規則第14条第3項の磁気ディスクの記録は、事変を避けるためにする場合を除き、登記所外に持ち出してはならないとされた(登記規則第1条本文)。ただし、登記申請書等、電磁的記録媒体又は登記規則第14条第3項の磁気ディスクの記録については、裁判所の命令又は嘱託があったときは、この限りでない(登記規則第1条ただし書)。

また、裁判所から登記申請書等、電磁的記録媒体又は登記規則第14条第3項の磁気ディスクの記録を送付すべき命令又は嘱託があったときは、登記官は、その関係がある部分に限り、送付しなければならないとされた(登記規則第2条)。

4 記録等の廃棄

登記所において登記に関する記録、書類又は電磁的記録媒体を廃棄するときは、法務局又は地方法務局の長の認可を受けなければならないとされた(登記規則第5条の2)。

なお、当該認可の申請は、別紙様式又はこれに準ずる様式による申請書によってするものとする。

